



2025 年 11 月 26 日

各位

会社名 共同印刷株式会社
代表者 代表取締役社長 大橋 輝臣
(コード番号 7914 東証プライム)

問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 山田 麗子
(TEL 03-3817-2525)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 26 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、企業の持続的な成長に向けて収益力の強化と成長戦略の明確化が不可欠との認識のもと、2025 年 5 月に公表した長期戦略及び中期経営計画において、社会における当社の存在意義と使命を再定義し、新たなグループ経営理念「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」を策定しました。同計画では、収益力の強化に向けて、資本効率を踏まえながら積極的に成長投資や構造改革に取り組み、選択と集中による事業ポートフォリオの変革を進め、企業価値の持続的な向上を目指しています。

一方、株式市場においては、コーポレートガバナンスの充実を図る観点から政策保有株式を見直す動きが進んでおります。このような状況のもと、今般、当社の一部株主様より当社株式を売却したい旨の意向を確認いたしました。当社として最適な当該株式売却の手法を検討した上で株主様と協議した結果、当該株主様に円滑な売却機会を提供するとともに、投資家層の拡大及び多様化、流動性向上を図ることが可能であることから、この度、本売出しを決議いたしました。

本売出しを通じて当社の中長期的な成長戦略を幅広い投資家の皆様にご理解・ご支援いただき、更なる企業価値向上を目指してまいります。

また、当社は、本日の取締役会において、本売出しの実施に伴う当社株式需給への影響を緩和するとともに、株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図り、また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行する観点から、自己株式の取得及び消却を決議いたしました。なお、当該自己株式の取得及び消却の詳細については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|-----|---|---|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 1,920,000 株 |
| (2) | 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(退職給付信託口・D I C株式会社口) 1,600,000株
三井住友信託銀行株式会社 320,000株 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 12 月 3 日(水)から 2025 年 12 月 8 日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） |
| (4) | 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (6) | 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 5 営業日後の日。 |
| (7) | 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) | 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) | 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長またはその指名する者に一任する。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. をご参照）

- | | | |
|------|--|---|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 288,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) | 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) | 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 288,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) | 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) | 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) | 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) | 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長またはその指名する者に一任する。 | |
| (10) | 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | |

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から 288,000 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は 288,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2025 年 12 月 24 日（水）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 12 月 24 日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・D I C株式会社口）及び当社株式を信託財産とする退職給付信託契約に基づく信託の委託者である D I C 株式会社並びに当社株主である東京インキ株式会社及び株式会社みずほ銀行は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行、2025 年 6 月 25 日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）」に基づく新株予約権の発行及び当社の業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT-RS））に基づく譲渡制限付株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。